

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第5次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	1009
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	電気事業法における一般電気事業者との関わり等公益性が担保される自然エネルギー発電事業について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において5ヘクタールを超えて貸付け等を行えることとする。
意見提出者名	福島県
意見の要点	<p>対象地の条件に「土地調整規制等の各種法令による制限について調整が図られる見込みがあること」とあるが、対象地が保安林である場合、売電を目的とする事業により解除することは困難(風力発電は公益上の理由による解除対象外)であるため、特区の設定を検討する際には、保安林地域を除外するか、もしくは別途保安林に関する特例を設ける必要があると思われる。</p> <p>このため、特区の実効性を確保するためには、この方針に対する林野庁の「保安林の解除等の取扱い」について確認をしておくべきである。</p>
意見に対する回答	<p>自然エネルギーを活用した発電のための施設を設置する場所が保安林内に予定されている場合、当該保安林の指定の目的や国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性を踏まえ、当該土地が事業の実施のため不可欠であり、当該保安林の機能を代替する施設が適切に設置されるなど必要な要件が満たされれば、当該保安林の指定の解除を行い、当該施設を設置することは可能である。</p> <p>このため、当該特例措置の実効性を確保するため保安林の解除について特例を設ける必要性はないと考える。</p>
担当省庁名	農林水産省